

函館市地域子育て支援拠点事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法第6条の3第6項の規定に基づき、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、乳児または幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は、函館市とする。ただし、市長は、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、学校法人または民間事業者等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができるものとする。

(基本事業)

第3条 市または社会福祉法人等は、常設の地域子育て支援拠点（以下「子育てサロン」という。）を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主としておおむね3歳未満の児童および保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場を設置し、子育て親子間の交流を深める取組等を、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定した開設時間で実施するとともに、オンラインを活用するなど多様なニーズに対応できるように努めること。

(2) 子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに不安や悩み等を持っている子育て親子に対する相談、援助を実施すること。

(3) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する

る情報を提供すること。

(4) 子育ておよび子育て支援に関する講習等の実施

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育ておよび子育て支援に関する講習等を実施すること。

(支援活動の展開)

第4条 前条に掲げるもののほか、事業を実施する社会福祉法人等は、市長が必要と認める場合には、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の各号に掲げる取組を実施できるものとする。

(1) 子育て支援隊の実施

地域ボランティアを育成し、子育てサロンを利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組を実施する。

(2) 配慮が必要な子育て家庭等への支援の実施

障がい児・多胎児のいる家庭など配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等により支援を実施する。

なお、実施に当たっては、週2日程度以上開設することとし、専門的な知識・経験を有する職員を配置等するものとする。

(3) 地域支援活動の実施

子育て支援を必要とする家庭等の支援のため、公共施設等に出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施する。この場合において、より重点的な支援が必要であると判断される家庭に対しては、当該家庭への訪問等、関係機関との連携による支援を実施するものとする。

(実施場所)

第5条 第3条に掲げる事業を実施する場所は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

(2) 授乳コーナー，流し台，ベビーベッド，遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

(実施方法)

第6条 市または社会福祉法人等は，次のいずれかの類型により事業を実施するものとする。

(1) 一般型

ア 原則として週5日以上，かつ1日5時間以上開設すること。

イ 職員の配置は，育児および保育に関する相談指導等について相当の知識および経験を有する者であって地域の子育て事情に精通したものまたは子育て親子の支援に関して意欲のある者であって子育ての知識および経験を有するものを専任で2人以上（常勤または非常勤の職員とする。）配置するものとする。

(2) 連携型

ア 原則として週5日以上，かつ1日3時間以上開設すること。

イ 職員の配置は，育児および保育に関する相談指導等について相当の知識および経験を有する者であって地域の子育て事情に精通したものまたは子育て親子の支援に関して意欲のある者であって子育ての知識および経験を有するものを専任で1人以上（常勤または非常勤の職員とする。）配置するものとする。

ただし，連携施設に勤務している職員等のバックアップを受けることができる体制を整えること。

(関係機関との連携)

第7条 事業の実施に当たっては，保育所，福祉事務所，子ども家庭センター，児童相談所，保健所，民生・児童委員，児童福祉施設，幼稚園，認定こども園，医療機関，療育機関，子育て支援団体等と連携を密にし，効果的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。

(留意事項)

第8条 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は，子育て親子への対応に十分配慮するとともに，その業務を行うに当たって知り得た個人情報について，業務遂行以外に用いてはならない。

- 2 市および社会福祉法人等は、事業に従事する者を事業に係る研修会やセミナー等へ積極的に参加させることに努め、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図らなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 函館市地域子育て支援センター事業実施要綱（平成12年4月1日施行）

(2) 函館市つどいの広場事業実施要綱（平成18年7月1日施行）

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。